



# 三重県公報

平成30年6月15日(金)

第 3014 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
61	三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	2
<b>告 示</b>			
399	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	( 長 寿 介 護 課 )	2
400	三重県子ども条例に基づく調査の実施	( 少 子 化 対 策 課 )	2
401	同件	( 同 )	2
402	同件	( 同 )	3
403	同件	( 同 )	3
404	同件	( 同 )	4
405	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	( 県 土 整 備 総 務 課 )	4
406	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	4
<b>海 調 委 告 示</b>			
5	三重海区における宝石さんごの採捕についての指示	( 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 )	5
<b>公 告</b>			
	三重県情報公開条例の規定による平成29年度における実施状況の公表	( 情 報 公 開 課 )	5
	三重県個人情報保護条例の規定による平成29年度における運用状況の公表	( 同 )	7
	国土調査に係る成果の認証	( 水 資 源 ・ 地 域 プ ロ ジェクト課 )	9
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	9
<b>正 誤</b>			
	平成28年6月7日付け三重県公報第2807号	( 農 地 調 整 課 )	10

## 規 則

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年六月十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 三重県規則第六十一号

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県産業廃棄物税条例施行規則（平成十二年三重県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第七百四十九条第一項及び第三項、第七百五十条第一項及び第三項から第五項まで」を「第七百四十九条、第七百五十条第一項から第四項まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 三重県告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

平成30年6月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入 所 定 員
2470802725	特別養護老人ホーム賀集楽	伊勢市宇治浦田三丁目23番15号	社会福祉法人賀集会	伊勢市宇治浦田三丁目23番15号	平成30年5月1日	40

## 三重県告示第400号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

平成30年6月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

## 2 調査の期間

平成30年6月25日（月）から同年7月20日（金）まで（26日間）

## 3 調査対象者

県内の小学校及び特別支援学校に在籍する児童（小学5年生）1,452人

## 4 調査の方法

授業等における配布・回収

## 5 調査の主な内容

- (1) 学校のことや悩みなどを家族に話していることの有無
- (2) 小さい子どもとの触れあいや自然体験などの経験
- (3) 保護者が自分の意見を聞いてくれていることの意識
- (4) 自己肯定感や夢や希望を持っていることの意識

## 三重県告示第401号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

2 調査の期間

平成 30 年 6 月 25 日（月）から同年 7 月 20 日（金）まで（26 日間）

3 調査対象者

県内の中学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する生徒（中学 2 年生）2,006 人

4 調査の方法

授業等における配布・回収

5 調査の主な内容

- (1) 学校のことや悩みなどを家族に話していることの有無
  - (2) 小さい子どもとの触れあいや自然体験などの経験
  - (3) 保護者が自分の意見を聞いてくれていることの意識
  - (4) 自己肯定感や夢や希望を持っていることの意識
- 

三重県告示第 402 号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

2 調査の期間

平成 30 年 6 月 25 日（月）から同年 7 月 20 日（金）まで（26 日間）

3 調査対象者

県内の高等学校及び特別支援学校に在籍する生徒（高校 2 年生）1,336 人

4 調査の方法

授業等における配布・回収

5 調査の主な内容

- (1) 学校のことや悩みなどを家族に話していることの有無
  - (2) 小さい子どもとの触れあいや自然体験などの経験
  - (3) 保護者が自分の意見を聞いてくれていることの意識
  - (4) 自己肯定感や夢や希望を持っていることの意識
  - (5) 結婚や子どもをもつことの意識
- 

三重県告示第 403 号

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

2 調査の期間

平成 30 年 6 月 25 日（月）から同年 7 月 31 日（火）まで（37 日間）

3 調査対象者

県内の小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者 3,458 人

## 4 調査の方法

授業等における配布・回収

## 5 調査の主な内容

- (1) 子どもが学校のことや悩みなどを家族に話していることの意識
- (2) 子どもの自己肯定感への意識
- (3) 子どもにかかる不安や悩みを持っていることの意識
- (4) 子育てにおける地域の支えに関する意識
- (5) 保護者の自己肯定感の意識

**三重県告示第 404 号**

三重県子ども条例に基づく調査を次のとおり実施します。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 調査の目的

三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態その他の県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表することを目的とする。

## 2 調査の期間

平成 30 年 7 月 19 日（木）から同年 8 月 17 日（金）まで（30 日間）

## 3 調査対象者

平成 30 年 6 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 18 歳以上の県民 3,000 人

## 4 調査の方法

郵送調査

## 5 調査の主な内容

- (1) 近所の子どものほめたり注意したりしたことの有無
- (2) 今の子どもの特徴をどのように感じるかの意識
- (3) 家族の住まい方への意識
- (4) 子育てに関する活動への参加の有無
- (5) 少子化の状況への意識

**三重県告示第 405 号**

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱（平成 14 年三重県告示第 616 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 9 号の項を削り、第 10 号の項を第 9 号の項とし、第 11 号の項を第 10 号の項とし、第 12 号の項を削り、第 13 号の項を第 11 号の項とし、第 14 号の項から第 16 号の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**三重県告示第 406 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北勢多度線	いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 179 番 1 地先 から いなべ市北勢町阿下喜字樋之口 167 番 1 地先 まで	平成 30 年 6 月 16 日

<b>海 調 委 告 示</b>
------------------

**三重海区漁業調整委員会告示第 5 号**

三重海区における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 30 年 6 月 15 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

## 1 採捕の制限

三重海区において、宝石さんごの採捕をしてはなりません。ただし、2 に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

## 2 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者としします。

## 3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとしします。

## 4 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなりません。

## 5 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができます。

## 6 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができます。

## 7 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはなりません。

## 8 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後 1 月以内に委員会に報告しなければなりません。

## 9 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

## 10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までとしします。

<b>公 告</b>
------------

三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）第 30 条の規定に基づき、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 公文書開示請求の状況

	住所又は居所		
	県 内	県 外	計
個 人	1,222	271	1,493
法 人	5,431	890	6,321

計	6,653	1,161	7,814
---	-------	-------	-------

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

## 2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
984	132	5,242	6,358	1,095	34	327	7,814

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターで受け付けた件数です。

## 3 公文書開示請求の決定等の状況

区 分	決定の内訳							取下げ等	合 計
	開 示	部分開示	非 開 示	存否応答拒否	その他非開示	不 存 在	小 計		
件 数	7,232	770	3	7	0	163	8,175	101	8,276

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

## 4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実 施 機 関		件 数	実 施 機 関		件 数
知 事	防 災 対 策 部	30	行 政 委 員 会 等	議 会	15
	戦 略 企 画 部	16		教 育 委 員 会	508
	総 務 部	50		公 安 委 員 会	1
	健 康 福 祉 部	495		警 察 本 部	50
	環 境 生 活 部	378		選 挙 管 理 委 員 会	7
	地 域 連 携 部	55		人 事 委 員 会	0
	農 林 水 産 部	1,071		監 査 委 員 会	1
	雇 用 経 済 部	40		労 働 委 員 会	0
	県 土 整 備 部	5,046		収 用 委 員 会	0
	出 納 局	2		海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
	小 計	7,183		内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
			企 業 庁	393	
			病 院 事 業 庁	13	
			地 方 独 立 行 政 法 人 三 重 県 立 総 合 医 療 セ ン タ ー	3	
			公 立 大 学 法 人 三 重 県 立 看 護 大 学	1	
			小 計	992	
			合 計	8,175	

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

## 5 不服申立ての状況

28年度からの繰越件数	29年度の諮問件数	平成29年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)	取下げ
		認 容	一部認容	棄 却		
8	13	3	6	7	4	1

注 この表は、不服申立てのうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があつたもので、平成30年3

月 31 日現在の件数です。

三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 51 条の規定に基づき、平成 29 年度における運用状況を次のとおり公表します。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録の状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

実施機関	登録事務数
知事	1,032
防災対策部	(29)
戦略企画部	(12)
総務部	(37)
健康福祉部	(395)
環境生活部	(147)
地域連携部	(49)
農林水産部	(152)
雇用経済部	(53)
県土整備部	(153)
出納局	(5)
議会	4
教育委員会	83
公安委員会	2
警察本部長	95
選挙管理委員会	28
人事委員会	19
監査委員	8
労働委員会	11
収用委員会	6
海区漁業調整委員会	5
内水面漁場管理委員会	3
企業庁長	17
病院事業庁長	19
公立大学法人三重県立看護大学	36
地方独立行政法人総合医療センター	18
計	1,386

( ) : 内数

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求
請求件数	16,718	0	0
審査請求件数	5	0	0

3 開示請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

	来 庁				送付	ファクシミリ	合計
	総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計			

書面による 請求	試験結果以外	74	3	298	375	2	0	377
	試験結果	154	0	278	432	18	0	450
口頭による請求（試験結果）		625	0	15,266	15,891			15,891
計		853	3	15,842	16,698	20	0	16,718

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部広聴広報課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人総合医療センターで受け付けた件数です。

## (2) 決定等の状況

区 分	決定の内訳						取下げ等	合計	
	開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	小計			
書面による 請求	試験結果以外	277	105	1	6	0	389	1	390
	試験結果	298	152	0	0	0	450	0	450
口頭による請求 （試験結果）		15,891	0	0	0	0	15,891	0	15,891
計		16,466	257	1	6	0	16,730	1	16,731

注 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

## (3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	書面による請求		口頭による請求 （試験結果）	合計
	試験結果以外	試験結果		
知事	190	0	103	293
防災対策部	(0)	(0)	(0)	(0)
戦略企画部	(7)	(0)	(0)	(7)
総務部	(3)	(0)	(10)	(13)
健康福祉部	(41)	(0)	(85)	(126)
環境生活部	(5)	(0)	(0)	(5)
地域連携部	(4)	(0)	(0)	(4)
農林水産部	(119)	(0)	(3)	(122)
雇用経済部	(3)	(0)	(3)	(6)
県土整備部	(8)	(0)	(2)	(10)
出納局	(0)	(0)	(0)	(0)
議会	0	0	0	0
教育委員会	11	353	7,046	7,410
公安委員会	1	0	8,154	8,155
警察本部長	82	0	1	83
選挙管理委員会	0	0	0	0
人事委員会	0	4	576	580
監査委員	1	0	0	1
労働委員会	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0



内水面漁場管理委員会	0	0	0	0
企業庁長	0	0	0	0
病院事業庁長	2	0	5	7
公立大学法人 三重県立看護大学	0	93	6	99
地方独立行政法人 総合医療センター	103	0	0	103
計	390	450	15,891	16,731

( ) : 内数

- 4 訂正請求の状況 請求なし
- 5 利用停止等請求の状況 請求なし
- 6 審査請求の状況

	平成 28 年度 からの繰越件数	平成 29 年度 諮問件数	平成 29 年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)
			認容	一部認容	棄却	
開示請求	2	5	0	0	6	1
訂正請求	0	0	0	0	0	0
利用停止等請求	0	0	0	0	0	0
計	2	5	0	0	6	1

注 この表は、審査請求のうち三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称  
名張市
- 2 調査を行った期間  
平成 23 年 11 月から平成 27 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
名張市（滝之原）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
名張市滝之原地内
- 5 認証年月日  
平成 30 年 6 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 6 月 15 日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 6 月 4 日	伊勢市小俣町新村 322-2 ほか 5 筆	伊勢市船江 3 丁目 3-16 株式会社伊勢志摩倶楽部 代表取締役 西尾 毅
平成 30 年 6 月 4 日	いなべ市大安町石樽東字上島ケ原 1901 ほか 2 筆	四日市市波木町 1097-10 株式会社グリーンピアチトセ 代表取締役 千歳 秀利
平成 30 年 6 月 4 日	三重郡川越町大字豊田字宮田 35-1	四日市市浜田町 4-20 三重北農業協同組合 代表理事組合長 萩 隆

平成 30 年 6 月 4 日	三重郡菰野町大字千草字奥郷前 8257-1	三重郡菰野町大字千草 6078 麻 生 与 仁 麻 生 史 佳
平成 30 年 6 月 5 日	員弁郡東員町大字六把野新田字辻ノ内 333-1	愛知県安城市二本木町長根 56-1 グローリア ス三河安城西 201 犬 伏 麻 理 犬 伏 雄 亮
平成 30 年 6 月 6 日	伊勢市旭町字山添 99-1 ほか 10 筆ほか	松阪市大黒田町 305-3 中南勢開発株式会社 代表取締役 久 保 次 郎
平成 30 年 6 月 6 日	伊勢市小俣町相合 876-1 ほか 1 筆	伊勢市御薮町長屋 2147-4 株式会社さくら不動産 代表取締役 地 崎 敬 太
平成 30 年 6 月 6 日	名張市蔵持町原出 1708-1 ほか 4 筆	津市垂水 99-1 三重トヨタ自動車株式会社 代表取締役 竹 林 憲 明

## 正 誤

平成 28 年 6 月 7 日付け三重県公報第 2807 号に登載しました、土地改良区役員の退任及び就任の届出の公告中

ページ 行 誤 正

5 下から 7 杉岡 英男 松岡 英男

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---